高砂市「多様な性」に関する取組方針

1 策定の趣旨

わが国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権に関する 様々な施策が講じられ、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現が求められてきま した。このような背景の中、依然として様々な人権問題が存在しており、最近では性 的マイノリティの人権に関する問題も新たな課題として取り上げられています。

高砂市では、第5次総合計画において「育み、認め合い、元気に生きるまち」を基 本目標の1つとし、年齢、性別、障がい、出身、文化によらず、すべての人が安心し て暮らすことができるまちの実現を掲げるとともに、「高砂市人権教育及び啓発に関 する総合推進指針行動計画(第3期)| 及び「第3次たかさご男女共同参画プラン| において、性的マイノリティの人権に関する問題を取り組むべき課題の一つに位置付 け、啓発や研修などに取り組んでいます。

しかしながら、社会における性的マイノリティ当事者への理解が進まず、偏見や差 別・配慮に欠いた対応など、性的マイノリティ当事者は日常生活のさまざまな場面に おいて困難や生きづらさを感じている現状があります。

本市では、これらの課題を解決していくために、社会における多様な性に関する理 解の促進を図りながら、一人ひとりの生き方や価値観を認め、互いに尊重し合い、す べての人が安心して暮らすことができる社会をめざした取組を進めます。

2 方針の位置づけ

第5次高砂市総合計画(令和3(2021)~12(2030)年度)

【基本目標】

育み、認め合い、元気に生きるまち(共生)

【政策】

個人が尊重し合い、安心して平和に暮らすまち(人権政策)

【主要な取組】

- ・人権教育及び啓発による差別のない社会の推進
- ・人権問題の解決の支援

(主な関連計画)

「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画(第3期)」 「第3次たかさご男女共同参画プラン」

「多様な性」に関する取組の方針

具 体

化

3 取組の方向性

「多様な性」に関する取組について、以下の2つを柱として実施します。

- (1)性的マイノリティ当事者に対する支援事業
- (2) 市職員、市民、地域、学校・園、事業所等に対する啓発事業

4 具体的な取組

- (1) 支援事業
- ① 高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入 「高砂市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱」を策定し、 パートナーシップ・ファミリーシップの届出による受理証明書の交付を通じ、性 的マイノリティ当事者が抱える困難や生きづらさの解消につなげていきます。

② 性的マイノリティ電話相談の実施

人権推進課に電話相談窓口を置き、関連機関と連携をしながら支援につなげていきます。性的マイノリティ当事者だけでなく、その家族や学校関係者などどなたにでもご利用いただけます。

- ③ 性的マイノリティ当事者に配慮した環境づくり
 - ・性的マイノリティ当事者が安心して行政サービスを受けることができるよう庁 内関係部署が情報共有を図り、利用可能な行政サービスの拡充に努めます。
 - ・災害時において、性的マイノリティ当事者に配慮した避難所の運営について検 討します。
 - ・公共施設におけるトイレの表示改善を検討します。

(2) 啓発事業

- ① 市職員に向けて
 - ・市職員一人ひとりが「多様な性」に関して正しい知識と理解を深めることがで きるよう研修を実施します。
 - ・窓口等において、「多様な性」に配慮した視点で適切な対応ができるよう市職 員向けガイドブックを作成します。

② 市民、地域に向けて

・市民や地域を対象とした講演会やセミナーを開催し、「多様な性」に関して正 しい理解の促進と意識の醸成を図ることでALLY(性的マイノリティ支援者) の増加につなげていきます。

- ・啓発チラシを作成し、公共施設等に配架するとともに、自治会隣保回覧を通じ て広く周知を図ります。
- ・市民向けガイドブックを作成し、性的マイノリティ当事者が安心して制度を利用できるよう情報の提供に努めます。
- ・市広報誌に「多様な性」についての特集記事を掲載するとともに、市ホームページにて「多様な性」に関する情報発信を行います。
- ・まちづくり出前講座において、「多様な性」について学習する機会の提供を図 ります。
- ・市公式フェイスブック等を通じて、講演会やセミナーの様子を発信し、参加者 の増加につなげていきます。

③ 学校・園に向けて

- ・教職員一人ひとりが正しい知識と理解を深め、性的マイノリティ当事者の園児・ 児童生徒の悩みや不安に寄り添った対応ができるよう研修を実施します。
- ・保護者を対象に啓発チラシを作成し、「多様な性」について理解の促進を図る とともに、保護者自身が抱える悩みや不安への支援を行います。
- ・園において「多様な性」に関する絵本を配布し、また小・中学校においては 啓発DVDや図書の貸出しをするなど、園児・児童生徒に向けた啓発を行います。
- ・中学生に対して当事者を講師とした講演会を開催し、「多様な性」について理解の促進を図ります。
- ・性的マイノリティ当事者の園児・児童生徒が安心して園・学校生活を送ることができるよう、人権教育担当者や養護教諭等と連携しながら課題解決に取り組みます。

④ 事業所等に向けて

- ・事業所や医療機関など、関係機関に向けたチラシを作成し、「多様な性」への 理解の促進と性的マイノリティ当事者への支援を呼びかけます。
- ・事業所において、「SOGIEハラ」防止など内部研修に活かしていただけるよう講演会を開催します。